

# 特定非営利活動法人 CCL 情報公開規則

規則第 8 号

2026 年 4 月 27 日制定

## (目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (本法人の責務)

第 2 条 この規則の解釈及び運用に当たっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第 3 条 第 7 条に規定する対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を適正に使用するとともに、個人の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第 4 条 本法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、本規則及び個人情報保護規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

## (公告)

第 5 条 本法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

## (公表)

第 6 条 本法人は、法令の規定に従い、役員に対する報酬等の支給の基準（支給がない旨を含む）について公表する。

## (情報公開の対象)

第7条 閲覧等の対象となる書類は、法令により事務所への備置き及び閲覧が義務付けられている書類、理事会議事録及び会計帳簿（閲覧の範囲は別に定める）とする。

（閲覧等の手続き）

第8条 書類の閲覧等を希望する者は、所定の申請書を提出し、理事長の許可を得なければならない。

2 申請にあたっては、得た情報を適正に使用し、第三者の権利を侵害しない旨を誓約するものとする。

（閲覧等の手続）

第9条 書類の閲覧等の申請があったときは、理事長又は理事長が指名した理事がこれに対応するものとする。閲覧等の請求については、実費を徴収することができる。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。